



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

話題の言葉

公的年金支給額の引き下げ

2011年度の公的年金額の引き下げが決まりました。引き下げは06年度以来5年ぶりで、下げ幅は国民年金で月200円程度となる見通しです

公的年金の支給額を改定するルール

公的年金の支給額は、もともと前年度の物価変動率に応じて改定される仕組みです。物価が上がったらその分だけ年金支給額が上がり、物価が下がったらその分だけ支給額を下げるという物価スライドのルールになっています。

しかし、2000年以降デフレが常態化しているにもかかわらず、実際に年金支給額が減額改定されたのは過去10年で、03年度、04年度、06年度の3回しかありません。なぜでしょうか？

12月20日の新聞によりますと、「菅直人首相は物価下落に伴う措置として2011年度の公的年金額を引き下げる方針を了承した。06年度以来5年ぶり。首相は来春に統一地方選への影響を考慮し、高齢者の反発を招く恐れがあると、据え置きを検討するように国家戦略担当相、財務相らに指示していたが、関係閣僚は20日の協議で減額すべきだとの認識で一致。首相は据え置きをわずか6日で断念した」とありました。

年金制度に対する不信感は、消えた年金記録問題とともに、年金を政争の具にしてその場凌ぎの政策をとっている間は払拭されません。

あまりに難解な年金額改定の仕組み

数次の法改正の結果、原則より例外が多く、年金額は非常に難解な仕組みで決定されるようになってしまいました。

例えば、国民年金に40年加入し、年金額を満額受け取る場合は、

1. 789,000円に改定率(2004年度における改定率を1とし、原則、前年の物価変動率を乗じて毎年改定する)を乗じて金額を算出する。

2. 上記1. で計算した金額が804,200円に「0.985」を乗じて得た額に満たない場合は804,200円に「0.985」を乗じた金額とする。

3. ただし、各年の物価水準が2005年の物価水準を下回った場合は、翌年度、2. における「0.985」という値を「0.985に2005年度の物価水準を下回った率を乗じた値」に改定するものとする。

2011年度の年金支給額を引き下げるのは、3. の規程を適用して「0.985」という数値を読み替えると言うことですが、あまりに難解な規程が入り組んでおり、年金加入者全員が全て理解をすることなど到底不可能だといえます。公的年金は、国民の老後の暮らしを支える大切なものであり、その仕組みはもっと理解しやすいものにすべきではないでしょうか？

情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

お問合せ先:朝日税理士法人名古屋事務所 052-571-5480 info@asahitax.or.jp まで

税金Q&A

Question (扶養控除の一部廃止に伴う源泉徴収について)

平成23年分の所得税から扶養控除の一部が廃止されると聞きましたが、当社が給与計算をする際に源泉徴収のしかたは変わりますか？

Answer

平成23年1月1日以後に支払うべき給与等については、「扶養親族等の数」は控除対象配偶者と控除対象扶養親族(扶養親族のうち年齢16歳以上の人)との合計数をいうこととされ、年齢16歳未満の扶養親族の人数は扶養親族等の数に加えないことになります。

なお、扶養親族が障害者(特別障害者を含みます。)又は同居特別障害者に該当するときは、これらの一に該当することに扶養親族等の数に1人を加える措置は、年齢16歳未満の扶養親族についても従前どおり適用されます。

解説



扶養控除の変更について、所得税では平成23年1月分の源泉徴収から実施されます。年齢16歳未満の扶養親族の人数は扶養親族等の数に加えませんので、年齢16歳未満の扶養親族がいる方は、給与総額が同額でも支給額が少なくなります。

年齢16歳未満の扶養親族が障害者に該当するときは従前通り扶養親族の数に1人を加えることとなります。

平成23年1月1日以後に支払うべき給与等について、従前通りの扶養親族等の数で給与計算を行いますと、年末調整で不足額を徴収することとなる場合がありますのでご注意ください。

家族構成	扶養親族等の数		
	平成22年分まで	平成23年分から(計算方法)	
妻:専業主婦 子ども:2人(小学生)	3人	1人	妻…1人
妻:専業主婦(障害者) 子ども:2人 (高校生、障害者である小学生)	5人	4人	障害者である妻…2人 高校生 …1人 障害者である小学生…1人

16歳以上(年齢については、その年12月31日の現況により判断します。)

根拠条文等

扶養親族(所得税法第34条)
控除対象扶養親族(所得税法第34条の2)
障害者控除(所得税法第79条)

お問合せ先:朝日税理士法人 052-571-5480 または info@asahitax.or.jp